

規制基準関連表

表 1 騒音規制法の規制対象となる施設（特定施設）

1	金属加工機械 イ 圧延機械（原動機の定格出力の合計が 22.5kW 以上のものに限る。） ロ 製管機械 ハ ベンディングマシン（ロール式のものであって、原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに限る。） ニ 液圧プレス（矯正プレスを除く。） ホ 機械プレス（呼び加圧能力が 294 キロニュートン以上のものに限る。） ヘ せん断機（原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに限る。） ト 鍛造機 チ ワイヤフォーマーマシン リ プラスト（タンプラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。） ヌ タンブラー ル 切断機（といしを用いるものに限る。）
2	空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。）
3	土石用又は鉋物用の破砕機・摩砕機・ふるい及び分級機（原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。）
4	織機（原動機を用いるものに限る。）
5	建設用資材製造機械 イ コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45 m ³ 以上のものに限る。） ロ アスファルトプラント（混練機の混練重量が 200 kg 以上のものに限る。）
6	穀物用製粉機（ロール式のものであって、原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。）
7	木材加工機械 イ ドラムバーカー ロ チッパー（原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。） ハ 碎木機 ニ 帯のご盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15kW 以上のもの。木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。） ホ 丸のご盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15kW 以上のもの。木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。） ヘ かな盤（原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。）
8	抄紙機
9	印刷機械（原動機を用いるものに限る。）
10	合成樹脂射出成形機
11	鋳造型機（ジヨルト式のものに限る。）

表 2 騒音規制法の規制対象となる建設作業（特定建設作業）

1	くい打機（もんけんを除く。）くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
2	びょう打機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては 1 日における当該作業に係る二地点間の最大距離が 50m をこえない作業に限る。）
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が 15kW 以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が 0.45 m ³ 以上のものに限る。）又は、アスファルトプラント（混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
6	バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 80kW 以上のものに限る。）を使用する作業
7	トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 70kW 以上のものに限る。）を使用する作業

8 ブルトーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。）を使用する作業

当該作業を開始した日に終わるものを除く

（注）平成9年9月環境庁告示第54号の別表第1号の規定に該当する低騒音型建設機械を使用する作業は、特定建設作業から除外されます（県条例の対象になる場合は別途届出等が必要です。表4参照）。

表3 熊本県生活環境の保全等に関する条例（以下「条例」）における騒音規制対象となる施設（特定施設）

特 定 施 設	公 称 能 力 等
1 石 材 切 断 機	
2 セメント製品成型機	建設用資材製造機械に限る。
3 木 材 加 工 機 械	
イ 帯 の こ 盤	製材用のものにあつては、原動機の定格出力が0.75kW以上15kW未満のもの、木工用のものにあつては、原動機の定格出力が0.75kW以上2.25kW未満のものに限る。
口 丸 の こ 盤	同上
ハ か ん な 盤	原動機の定格出力が0.75kW以上2.25kW未満のものに限る。
4 鋳 型 造 型 機	ジョルト式を除く。
5 圧 縮 機	空気圧縮機については、原動機の定格出力が2.25kW以上7.5kW未満のもの、空気圧縮機以外の圧縮機については、原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。
6 送 風 機	原動機の定格出力が2.25kW以上7.5kW未満のものに限る。
7 ク ー リ ン グ タ ワ ー	原動機の定格出力が1.5kW以上のものに限る。
8 バ ー ナ ー	燃料の燃焼能力が重油換算1時間当り20t以上のものに限る。
9 脱 水 機	原動機の定格出力が1.5kW以上のものに限る。
10 段 ボ ー ル 製 造 機 械	

表4 条例における騒音規制対象となる建設作業（特定建設作業）

特 定 建 設 作 業	内 容
1 コンクリートカッターを使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。
2 パワーショベル、バックホウその他これに類する掘さく機械を使用する作業	法施行令別表第2第6号から第8号を除く。
3 鋼球を使用する作業	

当該作業を開始した日に終わるものを除く

表5 条例における騒音規制対象となる特定作業

特 定 作 業	内 容
板 金 作 業	厚さ0.5mm以上の材料を用いて行う作業に限る。
製 か ん 作 業	〃

鉄骨又は橋りょうの組立て作業	建設又は建築の現場作業を除く。
グラインダーによる金属の研磨作業	”
高速切断機（研削砥石を使用するもの）による金属の切断作業	”
チェーンソーによる木材の切断作業	原木の伐採作業を除く。

表6 振動規制法の規制対象となる施設（特定施設）

<p>(1) 金属加工機械</p> <p>イ 液圧プレス（矯正プレスを除く。）</p> <p>ロ 機械プレス</p> <p>ハ せん断機（原動機の定格出力が1kW以上のものに限る。）</p> <p>ニ 鍛造機</p> <p>ホ ワイヤーフォーミングマシン（原動機の定格出力が37.5kW以上のものに限る。）</p> <p>(2) 圧縮機（原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。冷凍機に用いるものは除く）</p> <p>(3) 土石用又は鉋物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。）</p> <p>(4) 織機（原動機を用いるものに限る。）</p> <p>(5) コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力の合計が2.95kW以上のものに限る。）並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が10kW以上のものに限る。）</p> <p>(6) 木材加工機械</p> <p>イ ドラムバーカー</p> <p>ロ チッパー（原動機の定格出力が2.2kW以上のものに限る。）</p> <p>(7) 印刷機械（原動機の定格出力が2.2kW以上のものに限る。）</p> <p>(8) ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30kW以上のものに限る。）</p> <p>(9) 合成樹脂用射出成形機</p> <p>(10) 鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）</p>
--

表7 振動規制法の規制対象となる建設作業（特定建設作業）

<p>(1) くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。） くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業</p> <p>(2) 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業</p> <p>(3) 舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）</p> <p>(4) ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）</p>

当該作業を開始した日に終わるものを除く

表 8 騒音規制法・条例に基づく特定工場等・特定作業における騒音の規制基準

時間 区域	昼 午前8時から 間 午後7時まで	朝 午前6時から午前8時まで 夕 午後7時から午後10時まで	夜 午後10時から 間 翌日の午前6時まで
第1種区域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第2種区域	60 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第3種区域	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
第4種区域	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル

規制基準は、敷地境界線で適用されます

表 9 騒音規制法・条例に基づく特定建設作業に関する騒音の規制基準

規制種別 区域	1 号 区 域	2 号 区 域
基 準 値	85 デシベル	
作 業 時 刻	午後7時～午前7時の時間内でないこと	午後10時～午前6時の時間内でないこと
1日当たりの 作業時間	10時間/日を超えないこと	14時間/日を超えないこと
作 業 期 間	連続6日を超えないこと	
作 業 日	日曜日その他休日でないこと	

表 10 騒音規制法特定建設作業の適用除外例（表9の規制が除外される場合、印で示す）

工 事	項 目	作業時間	1日の当たりの 作業時間	作業期間	作業日
(1) 災害その他非常事態発生時					
(2) 人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要のある工事					
(3) 鉄道又は、軌道運行確保のための夜間工事					
(4) 道路法による道路占用許可、道路交通法による道路使用許可のある場合など					
(5) 電気事業法施行規則による変電所工事					

表 11 条例に基づく音響機器に関する騒音の規制基準

時間 区域	昼 午前8時から 間 午後7時まで	朝 午前6時から午前8時まで 夕 午後7時から午後10時まで	夜 午後10時から 間 翌日の午前6時まで
第1種区域	45 デシベル	40 デシベル	35 デシベル
第2種区域	55 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第3種区域	60 デシベル	55 デシベル	45 デシベル
第4種区域	65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル

表 1 2 振動規制法に基づく特定工場等における振動の規制基準

区域	時間	午前 8 時から 午後 7 時まで	午後 7 時から 翌日の午前 8 時まで
	昼間	夜間	
第 1 種区域		60 デシベル	55 デシベル
第 2 種区域		65 デシベル	60 デシベル

規制基準は、敷地境界線で適用されます

表 1 3 振動規制法における特定建設作業に関する規制基準

規制種別	1 号 区 域	2 号 区 域
基 準 値	75 デシベル	
作 業 時 刻	午後 7 時～午前 7 時の時間内でないこと	午後 10 時～午前 6 時の時間内でないこと
1 日当たりの 作業時間	10 時間/日を超えないこと	14 時間/日を超えないこと
作 業 期 間	連続 6 日を超えないこと	
作 業 日	日曜日その他休日でないこと	

表 1 4 振動規制法特定建設作業の適用除外例（表 13 の規制が除外される場合、印で示す）

工 事	項 目	作業時間	1 日当たりの 作業時間	作業期間	作業日
(1) 災害その他非常事態発生時					
(2) 人の生命又は身体に対する危険を防止するため、 特に必要のある工事					
(3) 鉄道又は、軌道運行確保のための夜間工事					
(4) 道路法による道路占用許可、道路交通法による道 路使用許可のある場合など					
(5) 電気事業法施行規則による変電所工事					

表 1 5 悪臭規制について

(a) 各悪臭物質の規制基準

悪臭物質 規制地域	アンモニア	メチル メルカプタン	硫化水素	硫 化 メ チ ル	二 硫 化 メ チ ル	トリメチル ア ミ ン	ア セ ト アルデヒド	プロピオン アルデヒド	ノルマルブチ ルアルデヒド	イソブチル アルデヒド	ノルマルバレ ルアルデヒド
A 基準適 用地域	1	0.002	0.02	0.01	0.009	0.005	0.05	0.05	0.009	0.02	0.009
B 基準適 用地域	2	0.004	0.06	0.05	0.03	0.02	0.1	0.1	0.03	0.07	0.02

悪臭物質 規制地域	イソバレ ルアルデヒド	イ ソ ブタノール	酢 酸 エ チ ル	メチルイソ ブチルケ トン	トルエン	スチレン	キシレン	プロピオン酸	ノルマル 酸	ノルマル 吉 草 酸	イ ソ 吉 草 酸
A 基準適 用地域	0.003	0.9	3	1	10	0.4	1	0.03	0.006	0.0009	0.001
B 基準適 用地域	0.006	4	7	3	30	0.8	2	0.07	0.006	0.002	0.004

ノルマル酪酸については、A、B基準適用地域共に臭気強度 3.5（楽に感知できる臭い～強い臭い）に相当する規制基準 0.006ppm を適用。
規制基準は、通常の場合、敷地境界線で適用。

（参考）各臭気強度の官能レベル

臭気強度	内 容
0	無臭
1	やっと感知できるにおい（検地閾値）
2	何のにおいであるかがわかる弱いにおい（認知閾値）
(2.5)	熊本県の規制基準に相当する臭気強度
3	らくに感知できるにおい
4	強いにおい
5	強烈なにおい